

浜情委第52号
令和2年1月7日

浜松市長 鈴木康友 様
(道路企画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成30年1月4日付け浜土道企第234号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「平成13年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係
る土地の寄付申込書」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第121号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成29年8月14日、審査請求人は、「平成13年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄付申込書」の公文書公開請求をした。
- (2) 平成29年9月27日、処分庁は、請求のあった公文書が不存在だったため、非公開決定を行い審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年12月27日、審査請求人は（2）の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成30年1月4日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求める。

(2) 審査請求の理由

浜松市長が以前に公開した道路敷地調書の記載から、浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附について、平成13年度においては12件以上あったことが判明している。また、寄附関係書は永年保存であるため、不存在であることを理由に当該文書を非公開とする理由はない。

4 実施機関の主張

平成13年度に浜松市に対し、市道各線に係る土地の寄附行為があったこと及び当該寄附の事実について市が保有する道路敷地調書の沿革欄に「寄附」などと記載されていることは認める。

道路敷地調書とは、道路を構成する敷地に関する事項について一覧にしたものであり、静岡地方法務局浜松支局（以下「法務局」という。）が保有する登記台帳に記載されている所有権に関する情報を確認した敷地について、当該登記台帳に「寄附」との記載があった場合は、道路敷地調書の沿革欄において「寄附」などと記載している。

よって、道路敷地調書を作成する際、浜松市公有財産管理規則第18条第1項の規定による寄附申込書が存在していることを確認した上で道路敷地調書の欄に「寄附」などと記載しているものではない。

本件公開請求に係る公文書について、道路保全課が保管する公文書を検索したところ、

本件公開請求に係る公文書が、そもそも存在しなかったものなのか、紛失等の理由により不存在であるか、その経緯は不明であるものの不存在であったことから、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第11条第2項を根拠として非公開決定したものである。

5 委員会の判断

(1) 本件に係る法令等の規定について

浜松市情報公開条例では、第11条第2項で、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第5条第3項又は前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」と規定している。

(2) 本件公開請求に係る公文書について

ア 実施機関は、本件公開請求に係る公文書である「平成13年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」を捜索したところ、そもそも存在しなかったものなのか、紛失等の理由により不存在であるかは不明であるものの不存在であったと説明した。

イ 審査請求人は、道路敷地調書の沿革の欄に「寄附があった旨及びその年月日」が記載されていることをもって、浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地について、平成13年度には浜松市に対し12件以上あったことから、当該寄附に係る土地寄附申込書は12件以上存在し、当該寄附申込書について浜松市は保有しているはずであり、当該寄附申込書の全てを公開するよう主張している。

ウ 浜松市が保有する道路敷地調書は、浜松市道路台帳作成要領に基づき浜松市が作成し、保有するもので、路線番号ごとに、当該路線に係る土地について、当該路線に係る道路を構成する個々の筆を公図上で色分けした区域線図を基に、それぞれ地番、地番に対応した図面番号等、地目、地積、所有者、所有者の情報のほか、当該道路敷地調書の沿革の欄に、寄附があった場合はその旨及び寄附のあった年月日等が記載されているものである。

エ 当該道路敷地調書の作成の際、その沿革の欄の記載内容については、浜松市道路台帳作成要領5. 沿革において「登記所において、土地登記簿を調査し、甲区における売買、寄附、移転等の内容及び年月日を記載する。」としているとおり、登記所の土地登記簿の原因欄等の記載を踏まえ作成しているところ、当該道路敷地調書の沿革の欄に、寄附があった場合はその旨及び寄附のあった年月日が記載されているのは、登記所の土地登記簿の原因欄等に寄附の記載があった場合、その旨を道路敷地調書に記載したものであり、道路敷地調書の作成にあたって、本市に市道各線に

係る土地の寄附申込書があることを確認した上で記載しているものではない。さらに、そもそも寄附は要式契約ではなく、地方公共団体が私人より不動産の寄附を受ける行為は、有効に法律行為をなすための要件の点で私人間の法律行為と何ら異なる点はない。市の規則で定める土地寄附申込書の有無が法律行為の効力に影響を及ぼすものではなく、仮に、土地寄附申込書を保有していた事実すら認められないとしても、他の方法により、寄附者の意思が明らかにされている限り、当該寄附は有効になされたものと判断される。

したがって、道路敷地調書の作成の経緯及び寄附の法的性質を踏まえると、道路敷地調書の沿革の欄に「寄附」などと記載があることをもって、当然に寄附に係る土地寄附申込書が存在し、又は当該土地寄附申込書を市が保有しているとはいえない。

オ 審査請求人は、本件公開請求に係る公文書が永年保存であるため、当該文書を非公開とする理由はないと主張する。確かに、平成20年度まで浜松市で使用していた文書分類表には、道路用地等寄附関係書の保存年数は永年と記載されている。しかし、アに記載のとおり実施機関は検索の結果、その経緯は不明であるものの不存在であると説明している。

(3) 本件非公開決定について

(2)に記載のとおり、審査請求人の主張は本件公開請求に係る公文書の存在を証明するものとはいえず、他にその存在を認める証拠もないことから、実施機関の説明は是認できる。実施機関が、本件公開請求に係る公文書が存在しないことを理由に、情報公開条例第11条第2項により非公開としたことは妥当である。

以上のことから、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|----------------|
| 平成30年 1月 4日 | 諮問を受けた。 |
| 1月31日 | 審査庁から弁明書を受理した。 |
| 2月28日 | 審査庁から反論書を受理した。 |
| 令和元年 8月29日 | 諮問の検討を行った。 |
| 10月25日 | 答申案の検討を行った。 |
| 12月13日 | 答申案の検討を行った。 |

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

| | 氏 名 | 職 業 等 |
|----------|--------|--------------------|
| 部会長（委員長） | 鈴木 孝裕 | 弁護士 |
| 委員長職務代理 | 原田 伸一郎 | 静岡大学情報学部 准教授 |
| 委員 | 岡本 孝子 | 浜松市人権擁護委員連絡協議会 |
| 委員 | 木山 幹恵 | 常葉大学健康プロデュース学部 准教授 |
| 委員 | 村井 秀行 | 浜松市自治会連合会理事 |

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順